

VIII 賞金

区分	左の報酬・料金に該当するもの	源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額
事業の広告宣伝のための賞金	<p>事業の広告宣伝のために賞として支払う金品その他の経済上の利益</p> <p>(注)1 「事業の広告宣伝のために賞として支払う金品その他の経済上の利益」とは、事業を営む者が商品又は事業の内容等を広く一般に知らせ顧客を誘引するために支払う賞金品等をいい、事業を営む者が自己の事業の広告宣伝のために直接支払うもののほか、次に掲げるものもこれに含まれます。</p> <p>(1) 商店会、同業組合等の業者団体がその所属する事業者の営む事業の広告宣伝のために支払う賞金品等</p> <p>(2) 事業を営む者又は事業を営む者の組織する団体から寄贈(低額譲渡を含みます。)を受けた者が支払う賞金品等で、その寄贈者等の事業の広告宣伝のために支払うものと認められるもの</p> <p>2 賞金品が物品で支払われる場合の評価は、「賞品の評価(11ページ)」によります。</p>	<p>(左の賞金品の額－控除金額※) ×10.21%</p> <p>※控除金額…同一人に対し1回に支払われる賞金品の額について、50万円</p>
馬主に支払われる競馬の賞金	馬主に対し競馬の賞として支払われる金品のうち、金銭で支払われるもの	<p>(左の賞金の額－控除金額※) ×10.21%</p> <p>※控除金額…同一人に対し1回に支払われる賞金の金額について、その賞金の額の20%相当額と60万円との合計額</p>

3 内国法人に支払う報酬・料金

区分	左の報酬・料金に該当するもの	源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額
馬主に支払われる競馬の賞金	内国法人である馬主に対し競馬の賞として支払われる金品のうち、金銭で支払われるもの	(左の賞金の額－控除金額※) × 10.21% ※控除金額…同一人に対し1回に支払われる賞金の金額について、その賞金の額の20%相当額と60万円との合計額